



夢...未来を創る子供たち

審査員をさせていただいた「第4回：高校生みんなの夢 AWARD」が開催され、全国600人以上の応募者から選ばれた10人のファイナリストが熱いビジネスプランのプレゼンで夏を盛り上げました。また、三月に開催した大人版の「第13回みんなの夢 AWARD：ソーシャルビジネス・コンテスト」でも最終ファイナリスト7人の中に中学生、高校生が含まれていて子供（若者）の柔軟な創造力と夢を持つ力に驚かされました。社会の仕組みはまだ疎くても夢を持つ力には年齢で差がないことを教えられました。

子どもたちに「夢」を育み社会を変え未来を創る人材に育てるために意識すべきこと？

●生き方の原点

社長になる人の理由は人それぞれですが、社会課題に向き合いこれをビジネスで解決して社会を変え未来を切り拓こうとする「夢（経営目的）」こそが真の「起業の原点」であることを再確認しました。

夢は生き方に方向性を与えます。目指す夢（目的）があるからそれに必要な知識や技術（手段）が必要になるのであって夢がないのに手段である勉強を強いられるのは苦痛以外の何物でもありません。「医者になって人類を救おう」という夢があるからこそ「医者になるならドイツ語も英語も必要、もちろん医学も患者さんの気持ちを理解するための心理学や人間学も勉強しよう」とモチベーションが生まれるのです。経営でも明確な「理念（在り方）」が最適な「戦術（手段）」を生み出すのと同じです。決して逆にはなりません。

つまり「夢」は日々のモチベーションから起業・経営まで生き方のすべてに方向性を与える原点なのです。

●夢の育み方

事務所で皆の夢を聞いてみました。「家を買いたい」「旅行に行きたい」「給与を増やしたい」... サラリーマンらしい夢は溢れていましたが「社会を変えたい」というような大きな「夢」は見つかりませんでした。子供の頃は誰でも夢があります...「宇宙飛行士になりたい」「大リーガーになりたい」「ノーベル賞を取りたい」大人になるほど厳しい現実と直面はしますが、その前に子供の夢を潰すのは親ではないでしょうか？「夢みたいなことどうせ無理、とにかく勉強、公務員になれ。夢より安定」これで夢は完全消滅します。「子供の好奇心を妨げない、子供の能力を信じ続ける、失敗を避けさせるのではなく失敗から学ばせる」そんな意識を親が持ち、そして何より親自身が夢を追い続けるうしろ姿を子供に示すことが大切だと思います。

親の価値観は必ず子供に影響をします。勉強させる（能力をつける）ことだけが大切なのではなく夢を持たせる（価値観を育む）ことが子供に対する真の親の責任です。

●夢の持たせ方

夢を持つためにはどうすればよいのか？それは「好きなこと」「得意なこと」「憧れるもの」の三つがスタート点なのではないかと思います。その三つを制限なく子供に追い求めさせることにより夢がさらに大きな次の夢に繋がるのではないのでしょうか？自分を振り返ると、感動に震えながら読んだ本に憧れて登山家の世界に高校卒業と同時に飛び込み「初登攀」「初登頂」そして「遭難死」という言葉が飛び交う環境の中で「夢のためにすべてを賭ける」という生き方を学びました。それが次の夢である独立開業に繋がり「給与も休みも何んでもなくもお客様のビジョン実現のために戦いたい」という夢に結びついたのだと思います。

両親は毎週のように山に出かける息子を一言も口を出さず黙って見送ってくれました。遭難救助費用と葬式代のために18歳の息子に家族中で一番高い生命保険を掛けて... その親の覚悟に心から感謝です(笑)

◆退職金の課税制度について

政府が今年6月にまとめた経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)で、成長分野への労働移動を促す目的で、退職金課税制度の見直しを行うことが盛り込まれ注目を集めています。そこで、今回は現行の退職金の課税制度について見ていきたいと思います。

●退職金に係る所得税に関する手続きや納付について

退職金は退職所得として所得税と住民税の課税対象となります。退職所得は、退職により勤務先から受ける退職手当などの所得をいい、退職一時金、一時恩給支給者なども含まれます。

支払金額の20.42%の所得税(復興特別所得税含む)を、支給した月の翌月10日までに納付する必要がありますが、受給者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けている場合は、下記の計算方法に基づいた課税所得金額に20.42%を乗じた所得税を納付します。また、全ての退職者に対して「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を作成して退職後1か月以内に交付する必要があるため、役員の場合は、税務署・市区町村への提出も必要になります。

源泉徴収された場合は確定申告の必要はありませんが、退職所得の受給に関する申告書を提出していない方や、他に申告する所得がある方、医療費控除などの適用を受けたい場合などは、退職所得の金額を含めて申告する必要があります。

●退職金に係る所得税の計算方法

退職金に係る所得税は以下の算式で求めた課税所得金額(千円未満切捨)に所得税率を乗じた金額(百円未満切捨)になります。

- ① 勤続年数が5年超の場合(一般退職手当等)

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2$$

- ② 勤続年数が5年以下で役員以外の場合(短期退職手当等)

・退職所得金額が300万円以下： $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2$

・退職所得金額が300万円超： $150 \text{万円} + \{\text{収入金額} - (300 \text{万円} + \text{退職所得控除額})\}$

※退職所得金額は退職金の収入金額から退職所得控除額を控除した後の金額になります。

- ③ 勤続年数が5年以下で役員の場合(特定役員退職手当等) ※法人税法第2条第15号に規定する役員
収入金額 - 退職所得控除額

●退職所得控除額の計算方法

次に、上記に出てきた退職所得控除額の計算方法について見ていきたいと思います。

- ① 勤続年数が20年以下： $40 \text{万円} \times \text{勤続年数}$ (80万円に満たない場合は80万円)

- ② 勤続年数が20年超： $800 \text{万円} + 70 \text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20 \text{年})$

※障害者になったことが直接の原因で退職した場合は、さらに100万円が加算されます。

※勤続年数に1年未満の端数がある場合は1年に切り上げとなります。

※前年以前に退職金を受け取ったことがあるときまたは同一年中に2カ所以上から退職金を受け取る
ときなどは、控除額の計算が異なることがあります。

●退職金に係る住民税について

所得税の計算方法で算出した課税所得に10%(都道府県6%、市区町村4%)を乗じた金額(百円未満切捨)を、所得税と同様、支給した月の翌月10日までに納付する必要があります。

●まとめ

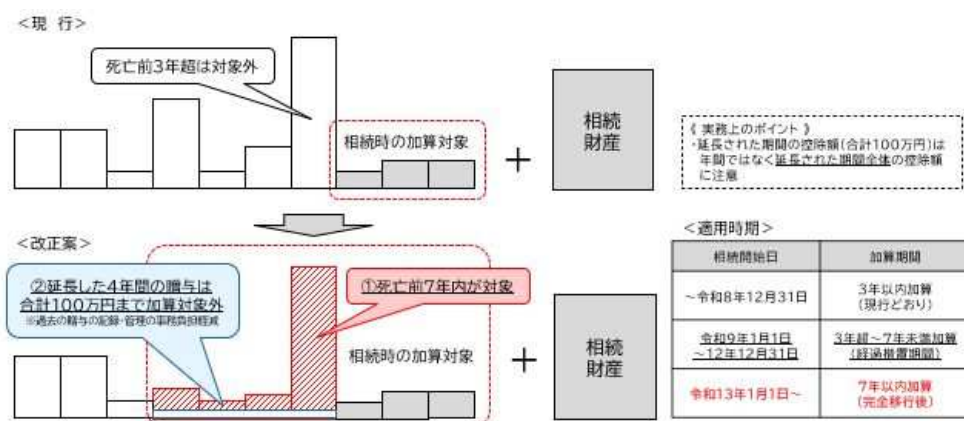
今回は現行の退職金の課税制度について見てきました。ご不明な点については弊社担当者までご連絡下さい。

★ 2023年度税制改正から2項目をご紹介します

昨年12月に発表された2023年度税制から「生前贈与加算の加算期間の延長」と「相続時精算課税制度の基礎控除枠の導入」の2項目を紹介させていただきます。前者は増税、後者は減税となる改正です。また、適用開始時期は2024年1月1日からとなります。

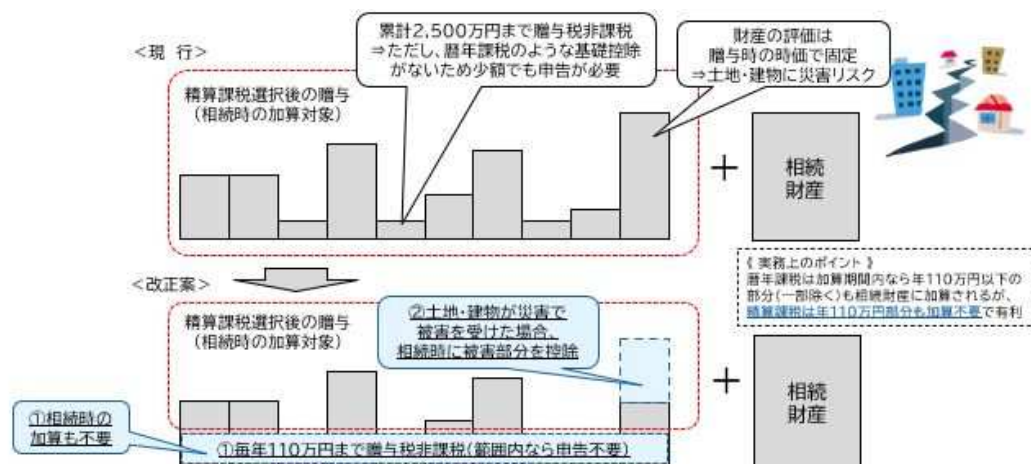
● 生前贈与加算の加算期間の延長(暦年贈与)

生前に贈与した財産は、相続時には(既に贈与しているため)相続財産としてはカウントされないのが原則ですが、相続発生日から3年以内に贈与した財産については、その贈与時の価額で相続財産に足し戻します。これを「生前贈与加算」といいます。この加算期間が3年から7年に延長されます。(ただし、延長した4年の間に受けた贈与については、合計100万円までは相続財産に加算されません。)



● 相続時精算課税制度の基礎控除枠の導入

相続時精算課税制度とは、生前に贈与したときの贈与税を抑えて「相続時に精算」する制度です。贈与時は2,500万円までは贈与税がかからず、超える部分には一律20%の贈与税がかかります。この制度は暦年贈与と比べると内容や手続きが煩雑なため、使い勝手が悪いと言われています。今回の税制改正では使い勝手を改善すべく、暦年贈与と同様の「基礎控除枠(年間110万円)」が導入され、その枠内での贈与であれば申告も不要とされました。さらに、基礎控除枠での贈与については相続財産への加算も不要とされました。また、贈与財産が災害で被害を受けた場合の特例措置も導入されます。



今後は、少額の贈与であっても相続時精算課税制度の基礎控除枠を活用するほうがメリットがあるケースが増えると考えられます。ただし、相続時精算課税制度は一度選択すると暦年贈与には戻れません(選択適用)ので、財産の移転の際には慎重に検討することをおすすめします。

事業承継やM&Aに関するご相談は担当者を通じて、Team事業承継・税務支援におまかせください。

今月の yoko-so



大川塾 第2期合格者



訪問試験合格者1名増えました！



大川塾 第3期受験者



暦の上では秋立つとはいえ、うだるような暑さが続いております。全国各地夏祭りを開催され、中には休日を取って4年ぶりに花火大会に参加する従業員も見られました。みなさまも夏を満喫していらっしゃいましたでしょうか。

いよいよ、第3期大川塾が始まりました。大川塾とは先輩社員の名前から命名されていますが、お客様を担当させて頂くために最低限の知識を身につけるための研修プログラムで、今年は4名が立候補しました。

第2期生には2名が合格し、今年8月は再試験の1名も合格しました。おめでとうございます🎉

社内では若い担当者が増えていきます。お客様へ少しでも貢献ができるよう教育等力を入れておりますが、何かお気づきのことがありましたらお知らせください。

立秋とは名ばかりの暑さ続きでございます。夏風邪など召されませぬようご自愛ください。

次号予告

yoko-soは前期まで12月決算でしたが、決算月を変更し8月決算となったため、今月は決算の締めと来期の計画作成に追われています。

上司との振り返り個別面談、部署別の計画作成など緊張の時間が続いておりますが、新しい期に向けてワクワクの気持ちが高まっていくのを感じます。

来月は2024年卒の仮内定者をゲストに迎えた経営計画発表会の様子をお伝えできると思います。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

「夢を持ちそれを実現すること人間に与えられた特権である。
どんな夢を持つのか？それは人生の意味に他ならない」

動物は夢を見ない。夢を持ち実現することにより自分の思い通りの人生を生きるのは人間だけに与えられた特権だ。そして人生の最大の意味でもある。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言…（v o l . 1 8 4）

- ★ コロナ禍でなかなか参加することが難しかったお客様の経営計画発表会に3年ぶりに参加させていただきました。今回の発表会で創業以来の経営理念を刷新されました。ぶれない経営者の理念の基、関わる方々に喜びを与えられる組織を目指し新たなステージへの挑戦を掲げられました。発表会終了後の懇親会にも参加させていただきました。個々の決意表明を終えたすがすがしさと新たなステージに挑むチームワークを感じました。3年ぶりに参加させていただきましたがやはり「リアル」の良さを改めて感じました。（NISHIO）
- ★ 7月20日が中小企業の日ということ、皆さんご存知でしたでしょうか？後援する神奈川ちいきん会（神奈川県内金融機関有志の勉強会）の担当者の声掛けで昨年からイベントに関与しているのですが、今年は未来を絵日記にするという遊び心ある企画でした。その大賞を決める時、審査員の一人から『皆さんの考える未来とは自分の生きている時間内ですね…』との講評が。改めて時間軸をどれだけ長く取れるかも経営にとって大切な視点です。自分の生きる時間ではなく、その先の未来まで意識しないとですね！（TOCHIKURA）
- ★ 会計業界の繁忙期を外すため決算月を8月に変更しました。例年と違った動きになり、スケジュールで戸惑うこともあります。情報収集したり考えたりする時間を確保しやすくなりました。決算をただの通過点と考えず、会社の歴史を振り返り、今・未来を考える機会と捉えると決算の時期も重要です。「いつもバタバタ決算が終わってしまうなあ」と感じている方、ご相談ください。また、9月の未来創造塾では経営計画と幹部合宿の効果について講師をさせて頂く予定です、ぜひご参加ください。（YAMAMOTO）
- ★ コロナ直前の2020年正月にニュージーランドのミルフォード・ルートバントラックに出かけて山中で国家非常事態宣言が出るほどの大雨と洪水に遭遇してヘリコプターで救助されて以来… 三年半ぶりに海外トレッキングに行ってきました。以前からあこがれていたヨーロッパアルプスのモンブラン山群を一周する170キロのロングトレイル「ツール・ド・モンブラン」。映画に出てくるような緑の谷間の牧草地を登り氷河を間近にする峠を越えてフランス、イタリア、スイスを繋いで歩きます。牧草地は一面の高山植物のお花畑… 今にもハイジとペーターが駆け下りて来てサウンドオブミュージックが流れだしそうな景色の中を八日間歩きました。フランスやスイスの硬くて歯が折れそうなフランスパンとジャガイモと巨大なチーズに飽きてきた頃イタリアに辿り着き絶品ピザにパスタ。でもいつの間にか噛めば噛むほど味が出るフランスパンが好きになり巨大なチーズにかぶりつくのも好きになりました(笑)そして毎晩山小屋でたらふく飲むワインのお陰で毎日7～8時間歩いたのに2キロも肥えて帰国。天罰が当たりそうです(笑)（IZUMI）



TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “戦略の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：2023年9月5(火) 9月26(火)／10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：3社限定 料金一社 55,000円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “未来創造塾” 全6回経営者セミナー ≪※※※年間会員募集中※※※≫

第137回「幹部合宿の内容と成功の秘訣」～中小企業経営者へ～

講師：税理士法人横浜総合事務所 代表社員 山本 歩美

日時：2023年9月15日(金)／16時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5,000円(未来創造塾年会員の方及びお連れ様1名は無料)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越豊司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所
(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール
(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会
(株)パワーズアンリミテッド、税理士法人東京クロスボーダーズ
ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

Note(毎月更新)、facebook(毎日更新)にもつながります

【第137回 未来創造塾】

税理士法人横浜総合事務所
代表社員

山本 歩美

【経歴】

- ・横浜国立大学卒業。税理士、CFP（一級FP技能士）
- ・M&Aシニアアドバイザー
- ・2017年に税理士法人横浜総合事務所を承継、代表社員就任



幹部合宿の内容と成功の秘訣

幹部合宿とは、会社の経営陣（幹部）が集結し、会社の今後について話し合う合宿で、自社の理念の再確認、中長期的な経営ビジョン、各部署の役割のすり合わせなど、経営や会社の成長に大きく貢献する取組です。自社の取り組みをもとに幹部合宿のメリット、方法などをお話させていただきます。ぜひ、幹部の方とご一緒にご参加ください。

このような方にオススメです！

- ▶ 経営陣の方向性を共有したい
- ▶ 日々の業務から離れ、将来を考えるためのまとまった時間が欲しい
- ▶ 幹部同士の交流機会を作り、結束を高めたい
- ▶ 幹部合宿に取り組んでみたいけど、どのようにしたら良いか分からない

お申し込みはコチラから



日 時

2023年9月15日（金）

●第一部 16：00 ～ 18：00 講演会

●第二部 18：00 ～ 20：00 懇親会（自由参加）

※第二部につきましては調整中のため詳細は後日お知らせいたします

参加費

5,000 円（未来創造塾年会員の方及びお連れ様 1 名は無料）

※懇親会ご参加の方には後日、参加費用をお知らせします。

主 催

TEAMyoko-so（共催： 社会保険労務士法人エール）

横浜市中区山下町209 帝蚕関内ビル10F（ハローワーク横浜の10F）

会 場

横浜総合事務所セミナールーム



変わらないは、つまらない。

主催：税理士法人横浜総合事務所 担当：齊藤/渡邊 TEL：045-641-2505
共催：社会保険労務士法人エール 担当：遊佐 TEL：045-549-1071

【第137回 未来創造塾】参加申込書

下記申し込み欄にご記入いただき、そのまま f a x にて送付ください。

F A X 番号 : 045-641-2506

該当項目に✓をお願いします。

- ☐ 年間会員希望
☐ 一般参加希望 (5,000円/1名)

フリガナ			
貴社名			
フリガナ		部署/役職	
ご参加者名			
TEL		FAX	
メールアドレス			
個人情報の取扱い	(下記 ■ 個人情報の取扱いについて) に ☐ 同意する (☐ に ✓ 点)		

※セミナーは後日の視聴も可能です。別途、視聴用のURLをお送りいたします。

お申し込みはコチラから ➡



FAX・もしくは左記QRコードよりお申し込みをお願い致します。

※年会員様につきましては、別途参加確認メールをお送りします。そちらへご回答をお願い致します。

当セミナーは会場での開催を前提としておりますが新型コロナウイルス感染症拡大状況によりオンライン開催に切り替えさせていただく場合がございます。

(個人情報の取扱いについて)

当社は収集いたしました個人情報を ①セミナー運営のため ②お問い合わせのあった事案に対する回答のため ③お問い合わせの内容に資料等の送付が必要な場合の郵送のために使用いたします。収集した個人情報について、本人の同意なく第三者に開示又は提供することはいたしません。あらかじめご確認ください。



お問合せ先 税理士法人 横浜総合事務所
担当：斎藤/渡邊
TEL:045-641-2505 / FAX:045-641-2506

アフターコロナ対策に 自社の将来を考える一日！

『戦略の日』

中期経営計画立案セミナー

足元の状況を直視し、中長期の成長戦略を
明確にしませんか？

コロナ禍で今を戦う経営者の皆様へ・・・

大きな事業構造の【転換】が求められる時代へと突入した
今こそ、自社の変化へのシナリオが必要です！

自社の現状を分析。5年後のあるべき姿を描き、

売上、利益、資金繰りを数値化し、課題解決のポイントを明確にします。

こんな方に
おすすめです。

- ☒ 先行きの資金繰りが不安
- ☒ コロナ後の将来像が必要
- ☒ 会社を離れ、会社の将来についてじっくり話をしたい

自社の成長・発展の道筋を
—— 専門家サポートのもと —— 経営者ご自身で策定する1日

9/5 (火) ・ 9/26 (火)

1日3社の
限定開催

※いずれか1日をお選びください

時間 10:00～18:30

場所 横浜総合事務所
セミナールーム

参加費 1社2名様迄
55,000円(昼食込)

参加申込書 FAX 045-641-2506

※事前提出資料：直近2期分の申告書一式など。

会社名		住所	
参加者名 (経営者限定)		電話	
		参加希望日	※いずれか1日をお選びください 月 日

お問合せ ▶ Phone **045-641-2505**
税理士法人 横浜総合事務所／栃倉・常平

税理士法人横浜総合事務所
www.yoko-so.co.jp

TEAM
yoko-so
変わらないは、つまらない。

戦略の日に参加して頂いた お客様からの声です

- 本日のセミナーにて印象に残った点や、ご意見をご記入ください

現状が未来を知る意味での良い機会になった。

- 『今後の抱負』『心境の変化』を聞かせてください

時間を作って、経営に向き合う事が出来た。
自分も考え作成した事、実現して行きたいと思ってる。

- 『研修』に参加して、

『良かったと感じること』『心境の変化』はありますか？

5年間のイキニが過ぎました。
理念を振り返る良いきっかけになりました。
数字の裏面がリアルに見えたのはとても良かったです。

- 計画作成前と作成後で経営計画のイメージは変わりましたか？

☒変わった ☐変わらない

上記の理由 具体的に数字で未来が見えよった。

- 計画作成前と作成後で経営計画のイメージは変わりましたか？

☒変わった ☐変わらない

上記の理由 現実感のある数字が並ぶので一日一日の目標に
当てられ毎日仕事に
変化がある。

- 『今後の抱負』『心境の変化』を聞かせてください

目標が明確化されたので、課題も見えやすくなった。
その課題をクリアするための行動を社内でも共有しながら
実行していこうと思います。

- 本日作成された中期経営計画に基づき、今から何を実行していきますか？

1社員にこの5か年計画を話して浸透させる
2出店の為に不動産周り始める
3社員採用の為に広告媒体を考える

- 『今後の抱負』『心境の変化』を聞かせてください

志向は実現するところまで。たに気持ちでやる
具体的な数字の必要性を認識しました。

- 計画作成前と作成後で経営計画のイメージは変わりましたか？

☒変わった ☐変わらない

上記の理由 意欲がわいてきた。やれば出来ると気が持てる。

- 『戦略の日』を体験したことがない経営者がお数多くおられます。
『戦略の日』を課題を抱えているお知り合いの経営者に
勧めたいと思いますか？

勧めたくない 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 勧めたい

当日の流れ

10:00 ~	導入講義 計画立案のポイントを確認
10:20 ~	自社分析 SWOT による自社分析と クロス分析
11:30 ~	理念作成 目的の再確認
13:00 ~	ビジョン作成 BSC 視点でのロードマップ
15:00 ~	数値計画 数値による具現化
17:30 ~	年度目標・方針
18:30 ~	終了

勝機が見えた！

「戦略の日」では このような効果があります！

- 1 頭の中の考えを「言語化・数値化」
することで、モヤモヤしていた不透明
感がスッキリします！
- 2 自社の環境を最大限にいかした資金
繰りの検討までできるから経営の意思
決定に役立ちます！
- 3 世代交代を考えている方は「後継者
育成」に幹部社員教育は「財務・経営
教育」に効果的！

令和4年度補正予算 第11回公募(10/6締切)

『事業再構築補助金』

補助金1社あたり最大1億円

相談会

補助金を活用して、新市場進出や事業転換など
新たな取り組みをサポートします。
自社の取り組みは当てはまるのか？
確認してみませんか？

要件

1. 事業計画について認定支援機関の確認を受けること
2. 付加価値額を向上させること
補助事業終了後3～5年で付加価値額
(または従業員一人当たり付加価値額)
の年率平均3.0～5.0%以上増加の達成。

こんな方にお勧めです。

- ・既存事業だけではこの先不安。
- ・新規事業に挑戦したい。
- ・認定支援機関って？どこに依頼すればいいかわからない。

第10回公募から令和4年度補正予算で成立した内容に変更となりました。
成長枠の新設など枠組みが増え、各種要件が緩和され、利用しやすくなりました。

補助額、補助率の例

【成長枠】(中小企業)

補助額: 20人以下 100～2,000万円
21～50人 100～4,000万円
51～100人 100～5,000万円
101人以上 100～7,000万円

補助率: 1/2 (大規模な賃上げを行う場合は2/3)

※上記のほかに最低賃金枠、物価高騰対策・回復再生応援枠、産業構造転換枠、グリーン成長枠がごございます。

相談会 申込書

FAX: 045-641-2506

会社名:

参加者名(経営者限定):

住所:

電話:

参加希望日 第1希望: 月 日 : ~

参加希望日 第2希望: 月 日 : ~

場所: 横浜総合事務所 会議室

参加費: 無料

※参加希望日時をご記入ください。調整させていただきます。



税理士法人横浜総合事務所
認定支援機関

お問合せ 税理士法人横浜総合事務所 析倉・常平 TEL 045-641-2505 <http://www.yoko-so.co.jp>

中小企業の事業再構築補助金の活用イメージ

飲食業

弁当販売

⇒オフィス勤務の方向けの弁当販売を行う事業者が、**高齢者向けの食事宅配事業**を開始。

小売業

ガソリン販売

⇒新規に**フィットネスジムの運営**を開始。
地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

⇒室内での密を回避するため、**新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営**を開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

⇒半導体製造装置の技術を応用した**洋上風力設備の部品製造**を新たに開始。

運輸業

タクシー事業

⇒新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、**食料等の宅配サービス**を開始。

情報処理業

画像処理サービス

⇒映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに**医療向けの診断サービス**を開始。

補助対象経費の例

建物費(建物の建築・改修、建物の撤去等)、機械装置・システム購入費(設備、専用ソフトの購入やリース等)、技術導入費、外注費(製品開発に要する加工、設計等)、広告宣伝費(広告作成、媒体掲載等)、研修費(教育訓練費、講座受講等)等

※従業員の人件費・旅費、不動産、車両、汎用品の購入費は対象外です。

速報

令和5年度の予算が発表されました！（今年度で新築募集は終了します）

家賃の最大4割を横浜市が負担！

横浜市の住宅制度

横浜市高齢者向け地域優良賃貸住宅

●高齢者向け地域優良賃貸住宅“高優賃”とは●

“高優賃”とは、**横浜市が家賃の4割を補助**する、高齢者向けの公的賃貸住宅です。

民間の事業者（土地所有者）が建築、運営することにより供給されます。

横浜市が年一回、高優賃を建築、運営していただける事業者を応募しております。

●高優賃の特徴●

◆◆◆横浜市が（最大）家賃の4割を、20年間に渡り補助します◆◆◆



モデルケース

1K 30㎡

家賃80,000円の場合

通常賃貸と同様の充実した設備と
高齢者が安心して暮らせる設備が
備わっております。横浜市の家賃補助
(家賃の4割)
32,000円横浜市 最大で家賃の4割を
横浜市が助成入居者の負担
(家賃の6割)
48,000円入居者の負担は
軽減されます。事業主の
安定した家賃収入
80,000円

高齢者住宅の需要増と家賃の補助

高い入居率・長期安定事業を営むことができます！



生活相談室

高齢者が安心して生活する為
の生活、健康等に関する相談
サービスを提供します。

緊急押しボタン

万一に備え、緊急通報システム
が設置されております。
生活センサーで入居者の安否を
確認します。

ダイニングキッチン

通常賃貸と同様の充実した設備が
備わっております。
(キッチン・バス・トイレ・洗面)

ユニットバス

●事業者募集概要●

令和4年度横浜市高齢者向け地域優良賃貸住宅制度

令和5年度の事業者（オーナー様）募集決定

令和5年度が横浜市へ申請する最後のチャンス！

この制度の利用を検討したい方は、お早めにご相談下さい。

- ・予算：120戸程度
- ・申請期間：令和5年10月23日～10月30日
- ※ 計画案の選定結果は令和6年1月発表予定



【お問い合わせ】東京税理士協同組合・東京地方税理士協同組合提携

株式会社パワーズアンリミテッド《東京都・神奈川県・横浜市指定管理法人》

本 社：東京都新宿区市谷台町8-8

TEL 03-5362-0880

横浜支店：横浜市神奈川区西神奈川3-16-15 プランシエール2F TEL 045-438-2888

お取引様各位

2023年8月25日

神奈川県横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F
税理士法人横浜総合事務所 代表社員 山本 歩美

顧問報酬価格改定のお知らせとお願い

拝啓 盛夏の候 貴社におかれましては益々ご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。日頃より弊社をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。皆様のご支援と信頼に心より感謝申し上げます。

さて、本日は重要なお知らせをご連絡させていただくために、このお手紙をお送りしております。2023年10月1日より開始されるインボイス制度に伴い、同時点より弊社の顧問報酬について価格改定を行う予定でございます。

この価格改定は、新たに導入されるインボイス制度に対応に伴う業務工数の増加が見込まれ、より正確で透明性の高い会計・税務処理を提供するために、これまで以上の時間と労力が必要となること、また、市況による人件費の高騰・公共料金をはじめとする諸物価の上昇も要因となっております。

弊社としては、皆様に引き続き高品質なサービスを提供し続けるため、このような決定をせざるを得ない状況となりました。価格改定につきましては、皆様には大変ご負担をおかけすることと存じますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

改定の詳細については、担当者からご説明をさせていただきます。具体的な疑問点や懸念事項がある場合は、遠慮なく担当者に直接お問い合わせください。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

敬具